

# 鶴岡市経営継続支援金

## よくあるご質問

令和2年6月24日現在  
鶴岡市経営継続支援金事務室

**Q 1 申請からどの程度の期間で20万円が振り込まれますか。**

A 申請の混み具合にもよりますが、概ね4週間程度を見込んでいます。  
なお、口座振込の前に、交付決定通知書により、振込予定日をお知らせいたします。

**Q 2 売上を証明する書類として売上台帳等の写しとありますが、どんな書類が必要ですか。**

A 事業収入額がわかる書類であれば、様式は問いません。経理ソフトから抽出したデータ、エクセルで作成したデータのほか、手書きの売上台帳でも構いません。

**Q 3 振込を自分（申請者）以外の者の口座にすることはできますか。**

A 申請者の口座としてください。

**Q 4 市の担当者に聞きながら書類を作成したいのですが。**

A マリカ東館3階の庄内産業振興センター内でご相談やお問い合わせに応じております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、事前にお越しいただける日時の電話予約をお願いします。

電話（直通） 080-2846-8562

080-2846-8563

**Q 5 不動産収入（地代、家賃収入）は、この支援金の対象となりますか。**

A 不動産収入は対象となりません。

**Q 6 5月分の売上がまだ固まっていないのですが、支援金の申請はできますか。**

A 申請は8月31日まで受け付けておりますので、5月分が確定してから申請してください。

**Q 7 昨年の4月に開店したのですが、市の支援金の対象となりますか。**

A 制度上、昨年3月から5月までの3か月の平均売上が20万円以上となっていますが、ご質問の場合、特例として、昨年4月及び5月の2か月の平均売上が20万円以上であれば対象としております。同様の趣旨で、昨年5月に開店した場合は、当該1か月分の売上が20万円以上であれば対象といたします。

なお、昨年6月以降に開店した場合は、対象となりませんのでご注意ください。

このほか、昨年3月から5月までの間に休業したなど特別なケースがある場合は、個別にご相談ください。

**Q 8 鶴岡市の本店のほかに酒田市に支店があります。売上には酒田市の店舗の分も含まれていますが構いませんか。**

A 通常、2つの店舗をまとめて確定申告をしていると思われるので、店舗ごとに分けて集計をする必要はありません。

**Q 9 鶴岡市で個人商店を営んでいますが、住所は酒田市にあります。この場合、支援金はもらえますか。**

A 交付対象者となる条件の中に、「法人にあっては市内に本社又は本店を置くもの、個人事業主（法人以外の団体を含む。）にあっては市内に住所を有するもの」という条件があります。

ご質問の場合、住民票のあるところが酒田市ということなので、交付の条件に該当しないこととなります。

**Q 10 個人事業者として確定申告をしましたが、申告書の控えに受付印がありません。どうしたらよいですか。**

A はじめに、添付書類として認められる確定申告書類は、税務署の受領印が押されたもの、申告書の上部に電子申告の受付日時と受付番号が印字されたもの（※税務署や申告会場においてe-Taxにより申告した場合）です。

自宅や事務所等からe-Taxで申告した場合は、受領印のない申告書に受信通知を添付していただくようお願いいたします。税理士に申告手続きをお願いした場合であっても、お願いした税理士が受信通知を受けていると思いますので、写しを取り寄せてください。

次に、申告書を郵送した場合ですが、返信用封筒を同封しないと受付印が押されたものが返送されないため、手元がないケースが多いようです。この場合は、納税証明書による代替提出も受け付けいたしますので、税務署にご相談ください。受信通知が見つからない場合も同様です。

**Q 1 1 市の支援金と国の持続化給付金を両方受けることはできますか。**

A 市の制度は、国の持続化給付金制度に該当しない方を支援しようとするものです。国の制度の対象とはならない場合であって、3月から5月までの間で売上が20%以上減少する月がある方が対象となります。したがって、1月から5月まで間の売上減少に関して、国の給付金と市の支援金の両方を受けることはできません。

**Q 1 2 前年と比べ売上が50%以上減少する月がありますが、計算すると国の持続化給付金を受けることができません。市の支援金を受けることができますか。**

A 受けることができます。

国の持続化給付金制度は、前年1年間の売上からの減少分を給付するもので、「前年の総売上」から「前年同月比50%以上減少した月の売上に12を乗じた金額」を減じて算出します。この算出方法では、5月までの間に50%以上減少した月があっても、12を乗じると「前年の総売上」を超えることがあります。

収入に季節性がある場合の特例が設けられていますが、これにも該当しない場合は持続化給付金を受けることができません。

このような場合であって、かつ、3月から5月までの間に売上が20%以上減少する月がある場合には、市の経営継続支援金の対象となります。

なお、持続化給付金の対象とならないことを確認するため、2019年1月以降の月別の売上が記された申告書類、売上台帳等が必要となりますので、必ず添付をお願いします。